

2

田原市公共施設適正化計画を策定しました

Facility Management

田 原市が保有する公共施設の面積は、人口1人当たり6・10㎡／人となっており、全国の自治体水準3・45㎡／人と比較してもかなり多くなっています。これらの施設の約6割が建築後20年以上経過しており、今後、施設の更新や改修などの時期が重なり、財政を圧迫することが予測されます。

代に大きな財政負担を残さないために、公共施設の基本的な考え方を示す「田原市公共施設適正化計画」を策定しました。

◆全体方針

- 機能の最適化
- まちづくりの観点
- 質の確保と長寿命化
- 財産の有効活用

◆縮減目標

今後20年間で30%の縮減

※施設保有総量を圧縮しながら施設にかかる費用を縮減します。

今後は、この方針に基づき、施設所管部署において、提供している公共サービスのあり方から見直しを図ります。また、市全体のまちづくりにおける公共施設の役割や配置など、適正化を図るため、公共施設適正化実施計画(仮称)を策定していきます。※詳しくは市ホームページをご覧ください。

▼経営企画課 ☎27局8603

HP <http://www.city.tahara.aichi.jp/>



おしえて！ 広域連合のしくみQ&A

5



「東三河」もっと知っていたくため、皆さんの疑問にお答えします。

Q 東三河県庁との違いは？

A 東三河県庁は、愛知県の組織であるため業務内容が異なりますが、広域的な課題に対しては、県市町村・広域連合と役割分担をし、相互に連携・協力して取り組んでいきます。

Q 広域連合の事務所はどこになるの？

A 豊橋市役所の南側にある、豊橋市職員会館の4階(住所：豊橋市八町通二丁目16番地)になります。

※下図を参照してください。

Q 広域連合の仕事は誰がするの？

A 東三河の市町村職員が派遣または兼務により行います。

Q 広域連合の情報を知るには？

A 予算や事業などの情報を掲載した広報紙を年2回程度発行し、東三河8市町村の全世帯を対象に配布します。また、ホームページを開設し、広域連合に関するさまざまな情報を随時お伝えします。



▼東三河広域協議会

☎(0532)35局6000

HP <http://www.east-nikawa.jp/>

▼政策推進課 ☎23局3507